

マネー・ローンダリング対策：基礎編

第2回：リスクベース・アプローチ



公共の利益に資する専門職の一つに数えられる職業会計士は、マネー・ローンダリング対策に重要な役割を果たします。対策に実効性を持たせるためには、会計士が業務上関係する国々、自らが提供する役務、依頼人に関わるマネー・ローンダリングリスクを理解する必要があります。今回は、職業会計士がマネー・ローンダリング対策において取り入れるべきリスクベース・アプローチの基礎を学びます。

国の規制と国際基準

職業会計士に求められる法令遵守要件は、国が定める法規制に基づきます。多くの国は、[金融活動作業部会 \(Financial Action Task Force: FATF\)](#) という国際組織が示す国際基準に従って自国のマネー・ローンダリング対策を定めています。

このシリーズではFATFの基準を出発点に用います。各国・地域の規定に関する詳細は、ご自身の所属する職業会計士団体に確認してください。

FATF基準は、国又は地域の法令に導入されていない場合でも全ての職業会計士が模範的実務として参考にできます。

リスクベース・アプローチとは

職業会計士としてマネー・ローンダリングリスクを軽減するには、リスクベース・アプローチを取り入れる必要があります。つまり、晒されているマネー・ローンダリングリスクを特定し、評価して理解した上で、効果的な軽減策を講じます。それは、関わりのある依頼人、役務、法域を理解することです。

リスクベース・アプローチを取り入れるには

リスクベース・アプローチの一般原則は、リスクが高いほど強い対策を講じてリスクを管理し、軽減することです。防止のための方法と管理の範囲、程度、頻度、強度は、高リスクの場面であるほど強化する必要があります。

- STEP 1** 依頼人、提供する役務、対象地域に伴い直面する主なマネー・ローンダリングリスクを特定する。
- STEP 2** 特定したリスクを、それが実際に起きる可能性と、起きた場合の影響の観点からそれぞれ評価する。
- STEP 3** そのリスクを許容できる水準まで軽減するために適したプロセスや抑制策を講じる。プロセスを実行するためのスタッフへの教育を行う。
- STEP 4** 依頼人から業務契約を受ける都度、特定されたリスク水準に応じた実効性のある顧客デューデリジェンス手順を実行する。その業務のリスクが高いと評価する場合は、必要に応じてデューデリジェンス手順を強化する。

リスクを理解する

職業会計士が新しい取引関係を築く時や何らかの役務を提供する際は、次の3つの主要なリスク領域を理解する必要があります。

- 地理
- 依頼人
- 業務

地理的リスク

地理的リスクとは、その法域のマネー・ローンダリングリスクが高い場合を言います。例えば次のような要素を検討します。

- 認識されている腐敗のレベル
- 犯罪活動
- その国のマネー・ローンダリング対策制度の実効性

職業会計士がその国のマネー・ローンダリングリスクレベルを評価する際は、一般社会団体の公開情報や、FATFの相互審査結果など、公的に入手可能な情報を有効活用してください。

チェックポイント：依頼人はマネー・ローンダリング行為に利用されることで知られている国で設立された法人ではないか？

依頼人リスク

依頼人リスクとは、その依頼人がもたらすマネー・ローンダリングリスク全般を指します。

依頼人のリスクプロファイルは、依頼人の実質的支配者等、関係者に対して必要な確認の範囲に影響する場合があります。

所有権や支配権を偽装する会社構造は、マネー・ローンダリングに関与する人々にとって特に魅力的であるため、依頼人の過度の秘密主義や不必要に複雑な所有構造は、リスクの高さを示唆することがあります。

依頼人がマネー・ローンダリングリスクの高い業種に属している場合は、デューデリジェンスの強化が必要かもしれません。

依頼人又は依頼人の実質的支配者が重要な公的地位を有する者（PEP）に該当する場合も、必要に応じてデューデリジェンスのレベルを引き上げてください。

チェックポイント：依頼人又は依頼人の実質的支配者に、マネー・ローンダリング行為に頻繁に使用されることで知られる属性はないか？



259 Fifth Avenue, New York 10017
www.ifac.org | +1 (212) 286-9344 | @ifac | ifaccompany/ifac

▶ 実質的支配者とは

実質的支配者（beneficial Owner）又はその類義語である支配者（control person）という言葉は、法域によって法律上の定義が異なります。実質的支配者とは、その事業体の所有持分その他の手段によって支配的影響力を有する人物を指します。詳しくは、「[Approaches to Beneficial Ownership Transparency: The Global Framework and Views from the Accountancy Profession](#)」を参照してください。

業務リスク

業務リスクは、特定の商品又はサービスがマネー・ローンダリングに利用されやすいことを踏まえたリスクです。

マネー・ローンダリングに悪用されやすい商品又はサービスの提供が含まれる場合、あるいは職業会計士自らがマネー・ローンダリング行為に加担し得る深刻なリスクがある場合は、通常以上の確認を検討する必要があります。

職業会計士が既存の商品・サービス群と大きく異なるサービスを提供する場合は、着手前にそれに伴うマネー・ローンダリングリスクを評価し、見つかった新しいリスク又はリスクの増加に然るべき対策を講じることが重要です。

チェックポイント：取り扱う商品又はサービスにマネー・ローンダリング行為に使用されることで知られる属性はないか？アドバイスを提供する業務の性質や種類は、本質的にマネー・ローンダリングのリスクが高い業務ではないか？

▶ 業務リスクの詳細について

このシリーズの後半において、それぞれの業務を詳しく取り上げます。

会社設立 | 資産移転 | 税務助言 | 破産

その他の資料



マネー・ローンダリング対策に関する一般的ガイダンスについては、金融活動作業部会（Financial Action Task Force: FATF）が作成した「[Guidance for a Risk-Based Approach for the Accountancy Profession](#)」を参照してください。倫理関連事項については、「[職業会計士のための国際倫理規程（原題：International Code of Ethics for Professional Accountants）](#)」を参照してください。適用規制要件等、各国・地域別の情報については、ご自身の所属する職業会計士団体にお問い合わせください。



www.icaew.com
@icaew | icaewcompany/icaew